

市職員の給与を公表します

市職員の給与等の実態を市民の皆さんにご理解いただくため、その概要を次のとおり公表します。

1 人件費の状況 (平成17年度一般会計決算) 単位：千円

住民基本台帳人口 (18 3 31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)
41,930人	14,371,924	431,198	3,524,889	24.5%

*人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況 (平成18年度一般会計予算) 単位：千円

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料	職員手当	期末勤労手当	計(B)	
366人	1,598,257	176,603	657,529	2,432,389	6,646

*職員手当には、退職手当を含みません。

*給与費は、予算に計上された額です。

3 平均給料月額および平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
373,941円	44.8歳	318,750円	50.1歳

4 初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	匠瑛市		国		
	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後	
一般行政職	大学卒	176,800円	189,600円	種 179,200円	種 196,200円
				種 170,200円	種 183,800円
	高校卒	142,800円	153,800円	138,400円	148,000円

5 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	260,500円	312,600円	352,800円
	高校卒	212,600円	260,500円	312,600円

*経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、卒業後、市採用前に経験年数を有するものは、その年数を含むものをいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事主事補	主任主事	副主査	主査補	主査	副主幹	課長主幹	
職員数	2人	21人	17人	101人	47人	55人	45人	288人
構成比	0.7%	7.3%	5.9%	35.1%	16.3%	19.1%	15.6%	100%

*匠瑛市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

*標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7 昇給期間短縮の状況

区分	職 種	
	一般行政職	技能労務職
17年度	職員数(A)	300人
	普通昇給期間(12月~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	4人
	比率(B)/(A)	1.3%

8 職員手当の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	匠瑛市		国			
	期末手当	勤労手当	期末手当	勤労手当		
期勤未勉	6月期	1.4月分	0.725月分	6月期	1.4月分	0.725月分
	12月期	1.6月分	0.725月分	12月期	1.6月分	0.725月分
手当	計	3.0月分	1.45月分	計	3.0月分	1.45月分
手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置有		職制上の段階、職務の級等による加算措置有			
退職手当	(支給率) 自己都合	勤奨・定年	(支給率) 自己都合	勤奨・定年		
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置		その他の加算措置			
	定年前早期退職特例措置		定年前早期退職特例措置			
	2%~30%加算		2%~20%加算			
	退職時特別昇給 なし		退職時特別昇給 なし			

問総務課人事班 ☎73 - 0084

区分	全 職 種	
	職員全体に占める支給職員の割合	
特殊勤務手当 (平成17年度 一般会計決算)	支給対象職員1人当たり平均支給年額	36.7%
	手当の種類(手当数)	35,345円
	代表的な手当の名称	25
	支給額の多い手当	税務手当、乳幼児保育業務手当、変則勤務手当、社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている手当	乳幼児保育業務手当、税務手当、変則勤務手当

区分	匠瑛市	国
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養 2人まで 1人6,000円 3人目から 1人5,000円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養 2人まで 1人6,000円 3人目から 1人5,000円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算
	借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限り。家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 4,300円	借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限り。家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 新築・購入後5年間2,500円
通勤手当	バス等を利用する場合 運賃等相当額を支給 自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,800円~32,100円を支給	バス等を利用する場合 45,000円まで運賃等相当額支給。それを超える部分は半額支給(限度額5,000円) 自動車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円~20,900円を支給
	医師を除き無支給	支給率 千葉県内の区域により0%~11%

区分	報酬等月額	期末手当
市長	780,000円(741,000円)	6月期 2.1月分(1.89月分)
助役	665,000円(631,750円)	12月期 2.3月分(2.07月分)
収入役	605,000円(574,750円)	計 4.4月分(3.96月分)
議長	390,000円(380,250円)	6月期 2.1月分(2.00月分)
副議長	360,000円(351,000円)	12月期 2.35月分(2.23月分)
議員	335,000円(326,625円)	計 4.45月分(4.23月分)

9 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	報酬等月額	期末手当
市長	780,000円(741,000円)	6月期 2.1月分(1.89月分)
助役	665,000円(631,750円)	12月期 2.3月分(2.07月分)
収入役	605,000円(574,750円)	計 4.4月分(3.96月分)
議長	390,000円(380,250円)	6月期 2.1月分(2.00月分)
副議長	360,000円(351,000円)	12月期 2.35月分(2.23月分)
議員	335,000円(326,625円)	計 4.45月分(4.23月分)

(注)1 ()内は、減額措置による減額後の額又は月数です。ただし、議員(正副議長を含む。)の減額措置は、平成18年7月から実施。
2 収入後は選任していません。

10 定員の状況

(1) 部門別職員数の状況 (4月1日現在)

区分	部門	職員数			対前年増減数		
		平成16年	平成17年	平成18年	平成16年	平成17年	平成18年
一般行政部門	議 会	5	5	6	0	0	1
	総務企画	97	95	90	2	2	5
	税 務	32	32	30	0	0	2
	民 生	62	62	62	6	0	0
	衛 生	31	30	32	1	1	2
	労 働	-	-	-	-	-	-
	農林水産	28	27	24	0	1	3
	商 工	4	4	4	0	0	0
	土 木	29	27	29	1	2	2
	小 計	288	282	277	4	6	5
特別行政部門	教 育	86	85	78	1	1	7
小 計	86	85	78	1	1	7	
公営企業等会計部門	病 院	167	156	149	14	11	7
	そ の 他	26	25	18	2	1	7
	小 計	193	181	167	12	12	14
合 計	567	548	522	9	19	26	

*職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除いています。

(2) 平成18年の職員数の増減状況

区分	部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
一般行政部門	議 会	1	0	1	市町合併
	総務企画	0	5	5	欠員不補充
	税 務	0	2	2	欠員不補充
	民 生	0	0	0	
	衛 生	2	0	2	市町合併
	労 働	-	-	-	
	農林水産	0	3	3	欠員不補充
特別行政部門	商 工	0	0	0	
	土 木	2	0	2	市町合併
	教 育	0	7	7	部門別異動、欠員不補充
公営企業等会計部門	病 院	0	7	7	欠員不補充
	そ の 他	0	7	7	欠員不補充

